

京都市告示第39号

京都市地域体育館条例（以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、京都市桂川地域体育館、京都市伏見北堀地域体育館、京都市醍醐地域体育館、京都市山科地域体育館及び京都市東山地域体育館（以下「地域体育館」という。）の管理を次のとおり委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榎本頼兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
財団法人京都市体育協会	京都市	1 条例第4条の規定による使用の許可に関すること。
	右京区	2 条例第9条第1項の規定により使用者が特別な設備を設置しようとするときの許可に関すること。
	西京極	3 条例第11条の規定による原状回復の検査に関すること。
	新明町1番地	4 地域体育館の施設、付属設備及びその他の物品の維持管理及び安全に関すること。
	京都市体育館内	5 前各号に掲げるもののほか、京都市宝が池公園運動施設の

		管理等に関し，市長が必要と認める事項
--	--	--------------------

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)